

ジュネーヴ共和国の政治論争と『社会契約論』

——意見書（1763年）の分析から——

橋詰 かすみ

はじめに

1762年に刊行されたジャン＝ジャック・ルソーの著作『社会契約論』は、その抽象性ゆえに多様な文脈で受容されやすい作品の一つである。その代表的な事例として常に語られてきたのがフランス革命だが、ルソーの祖国であるジュネーヴ共和国においても『社会契約論』は18世紀半ばから政治的な意味合いで注目されていた。しかもジュネーヴではこの時から旧体制が終焉する世紀末までの半世紀弱の間で、政治情勢の変化に応じ様々な観点から『社会契約論』は解釈され、利用されたのである。このような18世紀後半のジュネーヴの状況は、一冊の書物が政治的文脈によっていかに異なった解釈をされてきたかを示す格好の一例だ。本稿は、ジュネーヴにおける『社会契約論』ならびにルソーの受容を明らかにする試みの一つとして、刊行直後の時期に起こった「ルソー事件」に着目する。そして現体制に不満を持つ人々が当局に提出した「意見書(Représentation)」と呼ばれる異議申立書は、『社会契約論』のどの箇所と共通性が見られるか、またそれがいかなる意味を持つのかを検討したい。

まずルソー事件と呼ばれる、1762年春に刊行されたルソーの『社会契約論』と『エミール』に関する一連の出来事について説明する。この二著作はジュネーヴでは販売開始後直ちに処分対象となっている。同年6月11日に当局によって全て回収され、19日には焚書処分と販売禁止、既に本を所有している者は尚書局へ提出することを義務付ける命令⁽¹⁾が公布された。これは他の都市と比較して特殊な状況である。というのも、出版地であるアムステルダムとパリでは『エミール』だけが取り締まりの対象となったが⁽²⁾、ジュネーヴでは『社会契約論』も問題視されたからだ。当時のパリで『エミール』はその一部である「サヴォワ助任司祭の信仰告白」が物議を醸して焚書となったが、『社会契約論』の方は「数ある抽象的な法哲学に関する作品の一つ」としか思われず、大きな関心と呼ばなかったという⁽³⁾。1760年代のフランスではルソーの存在はまだ政治的な意味を付与されていなかったが、ジュネーヴでは事情が異なっていた。ルソーは一部の人々によって偉大な政治思想家として代弁者となることを熱望され、反対に体制側からは危険視されたのである⁽⁴⁾。

そして1763年5月にルソーが市民権を放棄したことで、この問題はジュネーヴの政治闘争と明確に結びつくことになった。一年後に当局の処置に不満を持ったジュネーヴ人たちが意見書を提出し、彼ら「意見派」と政府は徐々に対立を深めていくことになる。これらの意見書は世論の賛同を集めるのに成功したとされていたため、1763年9月、検事総長トロンシャンは匿名で『野からの手紙』と題する作品を刊行して形勢を挽回しようとした。対して、ルソーは意見派の依頼を受けて『山からの手紙』を執筆した。こちらは1764年12月に刊行されている。論争はさらに激化し、最終的には意見派が官職選挙を放棄したことで政府機能が停止、1766年にチューリッヒとベ

ルン、フランスが介入して騒動は鎮圧された⁽⁵⁾。このルソー事件は、ルソーの名誉の問題のみならず、ジュネーヴにおける内乱の契機となったのである。

第1章 ルソー事件の背景と経緯

意見書の分析に入る前に、第1章ではルソー事件の背景として、ジュネーヴの政治状況（第1節）ならびにルソーとジュネーヴの関わり（第2節）、そしてこれらに関する先行研究（第3節）、最後に意見書の概要（第4節）について説明したい。

第1節 歴史背景—ジュネーヴの政治闘争

なぜジュネーヴの人々は、ルソーとその作品を政治的に受容したのだろうか。その第一の理由となるのが、政治体制を巡る住民同士の対立である⁽⁶⁾。ジュネーヴではコミューンとして独立した14世紀以来、参政権を有する者全員が参加する総会を実質的な立法機関とし、直接民主制を原則としてきた。しかし参政権は全ての人に与えられていたわけではない。納税額と居住年に応じて、シトワイヤン／市民⁽⁷⁾ (Citoyen)、ブルジョワ (Bourgeois)、ナティフ (Natif)、アビタン (Habitant) という四つの身分が定められており、上位二身分のシトワイヤンとブルジョワだけに参政権が与えられていた。この直接民主制に変化が起きたのは15世紀以降である。政治決定の簡略化を図るために、総会と市長の間に二つの中間組織が作られた。まず15世紀初頭には、市長と数名の相談役で構成された諮問委員会が小評議会（参事会）として制度化された。次いで1526年には大評議会と呼ばれる、総会を簡易化した議会が設置された（その前身となる五十人議会は1457年に成立）。そして大・小評議会の議員職は名門一族⁽⁸⁾が占めるようになった。その結果、総会は形骸化し、政治に関与できなくなった人々、つまり都市貴族層に属さない、「ブルジョワジー」と総称されるシトワイヤンとブルジョワは不満を持つようになったのである。彼らは時計や宝飾品などの親方職人や製作所の運営、あるいは小売業に従事しており、非熟練労働者であるナティフやアビタンとは一線を画した、文化的な生活を送る余裕も持っていた。18世紀前半からの製造業の発展とともにブルジョワジーの勢力は強まっていき、ピエール・ファティオらが主導した闘争（1707年）や、増税問題を発端とする内乱（1734-1738年）など、寡頭制と化した現体制への抗議活動が起こるようになる。

この時、どのような議論がなされていたのか。直接民主制に疑念を持っていた都市貴族層は、近代自然法理論、特にバルベイラックやビュルラマキの理論を用いて寡頭制を正当化し、対するブルジョワジーは古代の例や、伝統的共和主義の用語、道徳神学の一部、時には社会契約説を援用して反論した。例えば1707年の論争では、都市貴族側の演説家ジャコブ・ド・シャポールージュは「大評議会は主権の行使を委託されている」と主張した。彼によれば、定期集会を行うことで人民は自分自身や家族の問題に集中できなくなり、党派心は助長され、最終的に平和と平穏が乱されることになる。そして、そもそも人民は政治に向いていないのだと述べた。このような主張に対して、ブルジョワジーのフランソワ・ドラシュナは人民は本性的に善良であると繰り返し強調し、さらに「人民の知恵」の重要性を説いたのである⁽⁹⁾。

このような文脈の中に『社会契約論』を置くと、そこにはブルジョワジーの要求を支持する理論が含まれているように読める。その裏付けとも言えるのが、当局が『社会契約論』に対して公

に示した見解である。検事総長ジャン＝ロベール・トロンシャンによる「社会契約と教育について著された二著作についての検事総長の結論」（以下、「検事総長の結論」と表記）では、ジュネーヴの歴史的経緯から「定期的人民集会」が、またあくまで一般的見地からではあるが、人民主権論の危険性が指摘されている⁽¹⁰⁾。

反対に、ルソーの友人たちなど一部のジュネーヴ人たちは政治論を好意的に評価している。また刊行当時には『社会契約論』第四編第八章の「市民宗教論」が最も物議を醸すこととなったが⁽¹¹⁾、この状況の中でも、宗教論は処罰の口実に過ぎないと主張する者もいた⁽¹²⁾。例えばシャルル・ピクテは友人エマニュエル・デュビラールへの手紙で、当局の真の目的は別にあると述べている⁽¹³⁾。書簡は市内に流通して物議を醸し、結果的に二人は処罰を受けることになった。この騒動はピクテ事件と呼ばれる。

第2節 ルソーとジュネーヴ人

ルソーの作品が政治的に受容された第二の理由は、ルソーとジュネーヴ人たちの交際にある。ルソー当人は1712年6月28日、ジュネーヴの時計職人の家庭に生まれた。16歳でジュネーヴから出奔したものの、1754年8月に市民権を再取得する。その頃からルソーは複数のジュネーヴ人、特に、後に意見書の提出を主導することになるジャック＝フランソワ・ドリユックとの親交を深めていった⁽¹⁴⁾。時計職人で大評議会の議員でもあるドリユック⁽¹⁵⁾は、政治的には穏健派であり、先立つ内乱（1734-1738年）で締結された調停決定を受け入れないミシュリ・デュ・クレイ派に対して批判的だった。ルソーも同様の見解を持っていたため、『人間不平等起源論』に付された「ジュネーヴ共和国への献辞」を執筆した際にはドリユックに助言を求めている。またドリユックは、ルソーが『山からの手紙』を執筆するにあたり、1763年から64年にかけて多くの資料を提供した。このようにルソーとドリユックの間には、ジュネーヴの政治を巡る思想的交流があったのである。

ドリユックはジュネーヴの政治状況を度々報告するなどして⁽¹⁶⁾、ルソーがジュネーヴの状況に関与するための橋渡しを行った。ルソーの市民権放棄を受けて意見書の提出に踏み切ったのもドリユックであり、下書きをルソーに送って動機を説明している⁽¹⁷⁾。その後もルソーは全ての意見書を受け取っているが⁽¹⁸⁾、行政官たちを非難することは1738年の調停決定への侵害にあたるという理由から、意見書に対しては批判的だった⁽¹⁹⁾。それでも友人フランソワ＝アンリ・ディベルノワからの勧めを受けて、ルソーは一度意見書を下書きしている⁽²⁰⁾。

第3節 ルソーの政治思想とジュネーヴの関係についての研究

ルソーの代表作とされるいくつかの作品は、彼がジュネーヴに接近した時期に執筆されたということもあり、このテーマに関してはルソー研究側からの研究蓄積が厚い。代表的なものとして挙げられるのは、政治理論に限定すると、ジュネーヴの状況がルソーの作品に与えた影響について実証的な研究を行った M. ロネ⁽²¹⁾、『ルソー書簡全集』⁽²²⁾の史料を用いてジュネーヴ人との交流網の中でルソーの政治理論が生まれたという可能性を示した H. ローゼンブラット⁽²³⁾である。さらに国内では川合清隆⁽²⁴⁾、小林淑憲⁽²⁵⁾によって、ローゼンブラットの方向性を引き継いだ研究が進められている。またジュネーヴと『社会契約論』の関係が注目されるに従い、『山からの手紙』の重要性も見直された⁽²⁶⁾。

これらのルソー研究では、書簡を中心とした歴史史料を用いながら、ジュネーヴ人との関わりの中で『社会契約論』が生み出されたという作品生成の一側面が描かれている。とりわけローゼンブラットはルソーの政治理論、特に『社会契約論』がジュネーヴ人の要請に応じて書かれたものであるという可能性をも示唆した。ジュネーヴの歴史背景から『社会契約論』を読み解こうとする一連の研究は、R. ドラテ⁽²⁷⁾に代表されるような、社会契約理論の系譜から解釈しようとする方法に対置するものとして確立されている。

こうした研究はいずれもジュネーヴの政治的現実がルソーに与えた影響を主題としているが、その一方でジュネーヴ人たちは『社会契約論』をいかに読んだのだろうか。ジュネーヴで『社会契約論』やルソー自身が政治的な意味を持ったとは、具体的にはどのようなことなのか。先行研究では、ジュネーヴ人たちが自らの政治的文脈に引きつけて『社会契約論』を読んでいることが書簡から確認でき、さらにその理論を用いて政治的主張を行っていることが指摘されている。例えばローゼンブラットは、『社会契約論』のいくつかの理論は意見書の中で使われており、『社会契約論』は焚書によってこそ、ジュネーヴで応用される機会を得たと述べている⁽²⁸⁾。またJ. テラスは、意見書では政府の判決を分析するために『社会契約論』の理論が暗黙裡に用いられており、また、そこでは『社会契約論』の重要概念が擁護されていると指摘した。そして意見派とルソーの間には完全な見解の一致が見られると結論づけている⁽²⁹⁾。

しかし上述の研究では、そのように断ずる根拠が曖昧であると言わざるをえない。まずローゼンブラットはルソーが意見書の作成に関わったことを主な論拠としているが、それ以上踏み込んだ論証をしているわけではない。そしてテラスの論文でも、『社会契約論』と意見書の同一点について、政治論と宗教論の分断という著述形式について以外は具体的に挙げられていない。意見書と『山からの手紙』に共通する多数の見解を示すことで、意見書が『社会契約論』の理論に則っていると結論づけている。確かに先述した意見派とルソーの交流を踏まえれば、直接民主制の復活を求める意見書の中に『社会契約論』を連想させる要素があることは疑いない。しかし、それだけではルソーと意見派の思想が同一であるとは結論できない。むしろ意見書の作成者が『社会契約論』から自らに都合の良い部分を抽出したと言い換えてもよいのではないだろうか。さらに『社会契約論』のような抽象度の高い作品の場合、しばしば、その解釈は政治的实践者に委ねられることになる。R. シャルチエが受容を「常に受け取ったものを変形し、再定式化し、凌駕する独自の撰取=利用（アプロプリアション）」と定義づけ、テキストは常に一義的な意味を持つのではなく流入した社会の文脈に応じて意味を変えるのだと論じているように⁽³⁰⁾、意見派がルソーの政治理論のどこを取捨しているかを検討することが必要である。そこで本稿はこのような立場から、意見書と『社会契約論』に含まれる理論の比較を行い、どこに類似性が見られるのか、そして、それはジュネーヴの政治状況においていかなる意味を持つのかを検討したい。これまで意見書は、ルソーとジュネーヴ人の思想交流や『山からの手紙』を理解するための材料として捉えられてきた。しかし、ここではルソーの思想の「アプロプリアション」という観点から、ジュネーヴの政治思想史を検討することを目的として、意見書自体の分析を行う。

第4節 意見書概要

本稿の一次史料となる四つの意見書の概要はどのようなものか。1763年6月18日に提出された第一回意見書では、ルソーへの判決に関連する三つの問題が指摘されている。一つ目がルソーを

召喚することなく判決を下したこと（教会令88条の違反）、二つ目がピクテ事件に関する裁判で参事（syndic）が議長を務めなかったこと（刑事事件に関する法令12項10条の違反）、三つ目が『エミール』を書店から没収したままになっていることである⁽³¹⁾。これらの訴えは政府から却下されたため、二回目の意見書が作成された。そこでは第一回意見書の内容が引き継がれ、当局の法律違反に対するさらなる追及と、意見書を提出するという活動自体の重要性が付け加えられている⁽³²⁾。そして第三回意見書で主題はルソーから離れ、総会の権限拡大という従来の要求が前面に出てくる。ルソー事件に関する裁判の不備の有無を巡って当局と法解釈上の不一致がみられるため、総会でこの問題を諮る必要があると主張しているのである⁽³³⁾。続く第四回意見書では、再び法律についての専門的な内容に戻り、さらにジュネーヴの政治における意見書活動の意義を再度強調する。そして結論として、この意見書の内容を受け入れるか、総会で法解釈についての議論を行うか、どちらかを選ぶよう当局に迫っている⁽³⁴⁾。四回にわたる意見書の内容は、上述のようなものである。

これらの意見書では、ルソーと『社会契約論』についてどのようなことが述べられているのだろうか。残念ながら、『社会契約論』が引用されるのは以下の一文だけである。

彼〔ルソー〕は『社会契約論』では冒頭から以下のように述べています：「幸せなことに、さまざまな政府について思いをめぐらすたびごとに、私は、研究の過程にあつて、自分の国を愛する新しい理由をいつも見出すのである」。この本に対して高邁なる評議会〔以下、小評議会〕の判決が下されましたが、〔この一文からわかるように〕我々の政府を破壊する傾向があるものとして有罪判決を下すことはできません⁽³⁵⁾。

ここではルソーの愛国心を確認すること、そして政治について自由に意見表明する権利を主張することを目的として、『社会契約論』第一編序文⁽³⁶⁾が引用されている。さらに、祖国愛に満ちた人物が「我々の政府を破壊する傾向がある」作品を書くはずがないと、ルソーへの有罪判決に対して異議を唱える。このような記述によって、ルソーの理論とジュネーヴの問題を接近させ、さらにその理論は祖国愛から生まれたものだと正当性を高めている。以上のことから、ルソーの愛国心を強調することは、「検事総長の結論」で危険と断罪されたルソーの政治理論を支持し、さらに「検事総長の結論」自体を批判するためであると解釈できる。

愛国心の強調はそれ自体に積極的な意味があると考えられるのだが、テラスが既に指摘しているように⁽³⁷⁾、意見書では『社会契約論』の中心的な理論を明示することはないのである。これらの意見書ではルソーが問題提起のきっかけとなっており、裁判の手続き上の不備を追求してルソーを弁護することが中心となっている。そのためルソーは権威として扱われることはない。代わりに、頻繁に言及されているのがモンテスキューである。第一回と第二回の意見書では、『法の精神』で言われているように「モンテスキューが述べているように」と言った表現で、度々、モンテスキューの名前や『法の精神』からの引用が示されている⁽³⁸⁾。

このように意見書では、『社会契約論』の政治論とジュネーヴの問題を明白に結びつけて論じられることはない。それでも先行研究が指摘するように『社会契約論』の理論が意見書で活用されているとしたら、それはどのような箇所なのか。両者を比較検討した結果、本稿では、意見書の理念ならびに意見書の目的に関わる部分に『社会契約論』の一部の理論と共通点が見出せるこ

とを指摘したい。まず第2章では意見書の理念に関わる共同体論を、追って第3章では意見書の目的である立法権の問題を扱う。

第2章 意見書の基本理念

第2章では意見書の基本理念として、共同体の形成に関する箇所を検討する。第1節では個人と共同体の関係性に加え、共同体への個人による全面的譲渡の問題について、次に第2節ではその対価として得られる公的自由の概念について述べたい。

第1節 個人と共同体の関係性

意見書の理念と言うべき記述は、第一回意見書の冒頭部分に見いだすことができる。そこでは「鎖」の例えで、個人と共同体の関係性についての考えが明らかにされている。

シトワイヤンとブルジョワが訴えようとしている事柄は、実際のところ、単なる個人に関わる問題である。しかし公的自由とは鎖のようなものであり、それを構成する輪の集合体からその存在とその力を借りている。いわば、個人の自由によって形成された集合体である。輪が一つだけでも壊されれば、鎖は力を失う。一部分だけでも欠ければ、鎖全体が損なわれる。こういった理由によって、国家の一構成員による申立書は、それが認められない時、公の申立書となるのだ。国家の利益と不可分の原則に基づいて、シトワイヤンとブルジョワは要求しているのである⁽³⁹⁾。

ここではまず「公的自由」を基本的な概念として押し出し、さらに「公的自由」を鎖に、「個人の自由」を輪に例えて相互の関係性を表している。「公的自由」は「個人の自由」によって成り立っているのであり、構成要素としての「個人の自由」が一部でも欠けてはその力を失ってしまう。そして「自由」と同様に、「国家の利益」とその構成員の利益もまた「不可分」とであると説明されていることから、ここでの「鎖」すなわち「公的自由」は、「国家」（共同体）についての解釈を含んでいると言えるだろう。意見派にとって、共同体は個人の凝集体なのである。

このような共同体論は、共同体の形成について論じている『社会契約論』第一編第六章と通ずる。ルソーはここで最も重要な基本原則として「各構成員を自分の持つ全ての権利とともに、自分を共同体全体に完全に譲渡すること」を挙げている⁽⁴⁰⁾。そして、それによって個人は共同体からの保障を得る。ルソーは社会契約を以下のように規定している。

「各構成員の身体と財産を、共同の力の全てを挙げて防衛し保護するような、結社形態を発見すること。そして、この結社形態は、それを通して各人が全ての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由なままでいられる形態であること。」これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える⁽⁴¹⁾。

ルソーは社会契約による共同体を、単なる集合体ではなく完全に融和した結合体とみなし、そのような共同体を形成することによってこそ人間は本当の自由を得られるのだと考えた。ルソー

の提唱する共同体と、意見書で示された鎖のイメージは無関係なのだろうか。もし意見書作成の際に『社会契約論』が参照されたなら、そこから選び取られたのは共同体の理念であると言える。

先に引用した意見書の記述からは、共同体への全面譲渡と呼べるものは見出せないが、第四回意見書においてはその片鱗が見えてくる。末尾で、意見派は公的利益のために自己の私的利益を全面譲渡する決意があることを示すのである。

我々は国家の法や体制を攻撃しようという意図は全く持っておらず、むしろこれらを維持し、調停決定を保持するために自らの財産、自らの命を捧げる覚悟である。それは、今、我々が保有している自由と特権、そして諸権利を後世に伝えるためである⁽⁴²⁾。

この箇所では、意見書活動は決して反体制的なものではなく、むしろ「国家の法や体制」を維持することを目的としているのだと改めて主張されている。そして、これらは「我々が保有している自由と特権、そして諸権利」そのものであり、後世に引き継ぐためには「自らの財産、自らの命を捧げる」ことも辞さないとしている。上記引用では、共同体へ自己を「全面譲渡」しようという、意見派の政治参加に対する姿勢が見て取れる。また、このような記述をすることによって、自らを「反」体制派ではなく、むしろジュネーヴの正統派に位置付けていると言えよう。

第2節 公的自由

次に、共同体への全面譲渡の対価として得られる自由の概念について検討する。まず先に意見書から引用した「鎖」の例えの箇所では、「個人の自由」から構成される「公的自由」という概念が示されていた。そして以下の箇所では、この「公的自由」はシトワイヤンが享受すべきものとされている。

そのようなわけで我々の国では、一般的な題材について論じた外国人は、たとえその格率が危険なものであったとしても、糾弾されることはありませんでした。それゆえ、祖国を愛するルソー氏があれほど不利に処遇されることはありませんし、彼のシトワイヤンの身分は公的な自由を享受するための資格以上のものだったはず⁽⁴³⁾。

この記述によれば、「公的な自由」は「シトワイヤンの身分」に向けられたものなのである。ここでのシトワイヤンとは現代的な意味の「市民」ではなく、ジュネーヴの制度で最上位に位置する身分のことを指している。ルソーやドリュックたちが所属する階級である。ここでは、ルソーが政治論を刊行したことを擁護する目的で、シトワイヤンは「公的な自由」を有していると主張している。この「公的な自由」とは、いわゆる言論の自由を含んでいるのだと考えられるだろう。上述された、シトワイヤンのための「公的な自由」は、『社会契約論』における「市民的自由」と類似している。

『社会契約論』でこの「自由」の性質について論じているのが、第一編第八章である。ルソーは、人間が共同体へ自己を譲渡することによって得られるのが「市民的自由」と述べている。

人間が社会契約によって失うもの、それは彼の自然的自由と、彼の欲望を誘い、しかも彼

が手に入れることのできるすべてのものに対する無制限の権利である。これに対して人間が獲得するもの、それは市民的自由と、彼が持っているもの全てに関する所有権である⁽⁴⁴⁾。

ルソーは市民的自由と所有権こそが、社会契約によって人間が得られるものであると述べている。先述した鎖の例えに関する引用箇所からは、「公的自由」が「個人の自由」を犠牲にして得られるものかは定かでないが、意見派もまた、「輪」にすぎない個人が共同体として集合することで「鎖」となり、「公的自由」を生み出すと考えていたことは確かである。意見書の「公的自由」は、『社会契約論』の「市民的自由」の概念と通底する性質を帯びていると考えられる。

そして意見書においては、公的自由の保護が意見書活動の目的に据えられている。例えば第二回意見書では、「共和国の法と市民の自由が侵害されていなかったら、シトワイヤンとブルジョワは意見書の提出に着手しなかっただろう⁽⁴⁵⁾。」と述べ、自由が侵害されているからこそ自分たちが意見書の提出を行わなければならなかったと主張している。

同様に第四回意見書でも、意見書は自由を守るための唯一の手段として位置づけられている。

意見書と提訴という措置は、法令の違反、ならびに自由への侵害を防ぐために法令によってシトワイヤンとブルジョワへ与えられた唯一のものである。〔……〕

二百人議会と総会、更に個人が有する全ての権利までもが、小評議会の恣意的な意志に左右されていないと言えるだろうか？小評議会が棄却した意見書全てを拒否するだけで誰が満足するというのだろうか？⁽⁴⁶⁾

このように意見書は共同体にとって最も重要な「公的自由」を守ることを使命としている。繰り返し現れるこの言葉は、意見書提出を意義づけるために不可欠な概念と言える。

一方「検事総長の結論」においても、「自由」は逆の意味で重要な概念の一つとなっている。そこではルソーが示した「自由」の概念が批判されているのである。「検事総長の結論」で「自由」について言及しているのは、以下の二箇所だ。まずトロンシャンは、ルソーの作品で示された「自由」を「無秩序」と同義であると非難する。

大胆さと才能が際立っているこの二作品においては、至高の真実と危険な間違いとが、無秩序と自由とが混同されている。文明社会（Sociétés Civiles）の体制に自然状態の混沌が持ち込まれる。はっきり言うと、このようにして全ての政府の根幹に斧を切り入れてしまったのである⁽⁴⁷⁾。

また同史料で定期集会の提案を批判している箇所でも、「自由」の概念について言及している。

我々の法によって明白に禁じられているこれらの定期集会は、自由を隷属状態以上の耐えがたいものへと変質させる。そのために、これは妄想としかみなしえない⁽⁴⁸⁾。

ここでは定期集会を開催することで自由を通り越した、より悲惨な状態になることが危惧され

ている。

このように検事総長トロンシャンは、ルソーが「自由」というものを取り違えており、ルソーの提唱する理論に従ってはいは惨禍を招くと主張しているのである。トロンシャンは「自由」の負の側面、すなわちそれが招来しうる無秩序を恐れていた。対して、意見派はあえてこの言葉を多用することで当局の統治思想を批判し、さらにルソーの擁護も試みたのではないか。

第3節 小括

これまで見てきたように、共同体の形成とそのために必要な「全面的な譲渡」、それによって得られる市民としての自由といった点で、意見書は『社会契約論』と共通している。

そして、ここで取り上げた『社会契約論』の理論は、「検事総長の結論」から分かるように、ジュネーヴの為政者から危険視されるようなものだった。先述の通り、為政者たちは人民による直接民主制は害悪をもたらすという信念を持っており、寡頭制こそがジュネーヴにとって最適な統治方法であると考えていたからである。

このような思想に対して意見派は反論を試みたのであり、彼らが意見書で示した基本理念は為政者たちのそれとは相容れないものである。さらにもし意見派が『社会契約論』を参照していたのなら、「検事総長の結論」で既に問題視されていた理論を自分たちの主張に織り込んだということは、それ自体が現体制への間接的な批判になっていると解釈できる。

第3章 意見書の目的

第3章では意見書の目的に関わる、立法権を巡る議論について検討する。第1節では総会が立法権と主権を有しているという主張について、第2節では行政府に対する立法府の優越の理論について扱いたい。

第1節 総会は立法府であり、主権者でもある

小評議会の手続き上の不備を指摘することを目的に起草された意見書だが、第三回意見書で方向性が変わり、法律の解釈を総会で決定することを要求し始める。総会の権限拡大はブルジョワジーによる従来からの訴えであるため、これこそ意見書の真の目的だと言える。法の解釈が当局と意見派の間で一致しないため、それを総会で決定すべきだという主張が行われるのは、第三回意見書の以下の記述においてである。

立法者だけが法の解釈を行うことができる。法の意味を明らかにすることが必要な場合には、立法者による介入が不可欠である。[……]

そのため、我々シトワイヤンとブルジョワは、自分たちが提出した意見書がその力を何ら失っていないと考える。この考えは今後も変わらない。また、主権的評議会 (le Souverain Conseil) がこの意見書の根拠となっている法の意味を明確にするまで、我々がこの立場を変えることはない⁽⁴⁹⁾。

冒頭で使われている「立法者」という言葉は、文脈から明らかなように「主権的評議会」と同義であり、本来主権を持っているはずの評議会、すなわち総会を指している。つまり、法律に関わる問題は直接民主制の要である総会で解決すべきと主張しているのである。

上記引用では、総会と推定できる機関に対して「主権」という形容が付けられており、ここにルソーとの一致が見出せる。『社会契約論』第二編で主権について論じている箇所を確認しよう。

主権は譲り渡すことができないのと同じ理由で分割することはできない。なぜなら、意志は一般的であるか、そうでないかのどちらか、すなわち、それは人民全体の意志であるか、人民の一部の意志にすぎないかのどちらかだからである。前者の場合には、表明された意志は主権の行為であり、法律となる⁽⁵⁰⁾。

このようにルソーの社会契約説において、主権は立法府が有している。そして、ジュネーヴの文脈において、本来の立法府は総会である。ルソーは総会という用語は用いていないものの、立法権は人民が有していると主張する。

すでに述べたように、立法権は人民に属し、人民以外の何ものにも属しえない。これに反して、先に明らかにした諸原理によって、執行権は、立法者あるいは主権者としての一般者には属しえないことが容易にわかる⁽⁵¹⁾。

総会を人民の集会と捉えるならば、このような立法権に関する認識について、意見書と『社会契約論』は一致していることになる。

ここまで意見書と『社会契約論』の一致点について検討してきたが、一方で、「立法者」という用語の使い方については明白な相違点が見出せる。「立法者」は『社会契約論』においても重要な概念であり、そのためにルソーは第二編第七章を割り当てているが、意味は意見書の上記引用とは異なっている。ルソーが定義した「立法者」とは、外部から到来して共同体に法を与える存在⁽⁵²⁾であり、立法府を意味しているわけではない。この第三回意見書は、直接民主制の主張という点では『社会契約論』との一致を見出すことができるが、「立法者」という重要概念の意味は食い違っているのである。意見書のこの箇所について、ローゼンブラットは冒頭の一文「立法者だけが法の解釈者である」を引用し、意見書はまさしく『社会契約論』の主張を利用していると述べている⁽⁵³⁾。しかし両者にとって「立法者」の役割がいかなるものか考慮すると、むしろこの箇所は『社会契約論』との相違を露わにしている。仮に意見書執筆者が『社会契約論』を参考資料の一つとしていたならば、そこでの「立法者」概念には賛同していなかった、あるいは特に関心を惹かれることがなかったと言えるだろう。いずれにせよ、意見書からの上記引用箇所は1763年の一連の意見書の中でも強調を置かれた箇所であり、そこで総会は「立法者」であり「主権者」でもあるのだという意見派の主張が強く押し出されている。

第2節 行政府に対する立法府の優越

ここまで主権は立法府が有しているという主張を見てきたが、これに加え、意見書は主権者である立法府は行政府に優越するのだと強調している。以下は、第四回意見書で政府に対する認識

について述べられた箇所である。

我々シトワイヤンとブルジョワは、自分たちの政府がどのようなものか知っている。我々が多数派である総会によって、主要な行政官は選ばれる。そして彼らは、総会から政府に関わる行政を委託されることになる。法律、ならびに行政官が総会の手で預けた誓いに適合する形で、行政を行うためである。政府は、総会が委託したもの以外の権力は有しない。この権力は、「全権限を持ってして自由、法令、都市国家の法律を守り、維持する」ことを課されており、結果的に異なる評議会で、総会が裁く権利を有しているはずの刑事事件全てを扱うことになる⁽⁵⁴⁾。

ここでは総会が政府の行政官を選び、政府は総会から委託された以上の権限は有さず、また当然ながら主権者でもないということが示されている。このように、意見書では立法権の行政権に対する優越が主張されている。

「立法府の優越性」は『社会契約論』においても繰り返し強調されているところである。政府を定義する『社会契約論』第三編第一章において、ルソーは立法府と行政府の関係性について述べている。

政府は不当にも主権者と混同されているが、じつはその代行機関にすぎない。

それでは、政府とはなんであるか。それは臣民と主権者とのあいだに、相互の連絡のために設けられ、法の執行と社会的および政治的自由の維持とを任務とする中間団体である。

この団体の構成員は、行政官または国王、すなわち支配者と呼ばれ、またこの団体全体は統治者という名称を持つ。だから人民が首長に服従する行為はけっして契約ではない、という人たちの主張は、まことに理にかなっている。この〔服従〕行為は厳密に言えば委任もしくは雇用にすぎないのであって、首長は主権者の単なる役人として、主権者から委託された権力を、主権者の名において行使しているものであり、主権者は、この権力を思いのままに制限し、変更し、取り戻すことができる⁽⁵⁵⁾。

ルソーによれば、政府は主権者であると従来から考えられてきたが、実際は違う。政府は主権者から委託された権限を行使しているだけであり、最終的な決定権は主権者にある。これに加え、ルソーは政府に対して「従属的なもの」とまで述べている⁽⁵⁶⁾。このような箇所は、人民から「主権」を委託されていると主張する体制側の人々にとっては批判的に映ったはずである。

さらに意見派の求める民主制の形態は、ルソーが理想形とした貴族政⁽⁵⁷⁾と同様の性質を持っている。貴族政については第三編第五章で以下のように述べている。

この制度には、二つの権力〔＝主権と行政権〕がはっきり区別されるという利点の他に、その政府の構成員を選抜できるという利点がある。なぜなら人民全体の場合には、全ての市民が生まれながらにして行政官であるが、貴族政は彼らを少数に限定し、しかも選挙によるのでなければ、行政官になりえないからである。この方法を通じて、誠実、知識、経験、その他公衆の選好と敬意を勝ち得た全ての理由が、そのまま以後の善政の保証となる⁽⁵⁸⁾。

このように意見書と『社会契約論』の間では、行政官を選ぶのは主権者であるという主張が一致している。

なお立法権に関する問題は、「検事総長の結論」でも言及されている。そこでは『社会契約論』において立法権の優越が主張されていることが問題視されている。

この著者〔ルソー〕は全ての政府の基本法 (les lois constitutives) はいつでも取り消し可能なものだと考えているようだ。そして統治する者と統治される者の間で結ばれる契約の相互性を認めない。統治者を、人民が気まぐれでいつでも取り替えたり壊したりできる道具のようなものとしか捉えていないのだ。著者は人民の一般意志が、個人の特殊意志に見られるのと同様の不確定性を有することを前提としている。国家の意志は自制能力を備えるべきであるにも関わらず、本質的に諸個人の意志と同等であるとみなすこと、そして国家の意志は変動的かつ不滅であること。このような原則のもとに、著者は政府の諸形態全てを、暫定的な形態、いつでも変更できる試作品としか見ていないのである⁽⁵⁹⁾。

「検事総長の結論」の解釈によれば、ルソーは基本法や統治者を可変的なものとして扱い、さらにその上に位置付けた一般意志にまで、個人の意志と同様の不確定性を与えている。そして全ての政府形態を暫定的で改変可能なものとして捉え、行政府を立法府の下に位置付けている。当局はルソーの政治論のこういった点に危険性を見ていた。他方、意見書がこのような当局の見解と相反していることは明らかである。

第3節 小括

本章では、意見派による主張の中心である立法権の問題について検討した。立法府に主権を与え、それは人民が有するのだという点、さらに行政府は立法府の下位に置くという点で、意見書は『社会契約論』と共通している。『社会契約論』のこのような主張は既に「検事総長の結論」で糾弾されていたため、意見書でそれと類似した記述をすることは当局に対する挑戦的行為だったはずである。これは現体制に対する批判となるからだ。一方、意見書の「立法者」の概念は『社会契約論』と異なっているが、そのことは、総会に立法権を取り戻したいという意見派の強い要求を如実に表していると言える。

おわりに

本稿は、意見書において『社会契約論』の理論が用いられたという先行研究での指摘を前提として、具体的に意見書のどのような箇所にも『社会契約論』との類似が見られるのかを検討した。意見書から『社会契約論』との共通性が見出せるのは、共同体に対する個人の全面的な譲渡、その対価としての市民的自由の重視、また立法権の行政権に対する優越の強調といった理論からである。

このような箇所は、ジュネーヴの現状に対する間接的な批判となりうる。またその中でも、「自由」や「立法権」の概念に関する問題は、既に「検事総長の結論」で『社会契約論』の危険な理論として挙げられているため、これらを意見書の中心に据えたことには当局の見解を非難する意

図があったのではないか。

一方で、『社会契約論』の重要な要素の一つである「立法者」という用語は、意見書では異なった意味で使われており、総会がジュネーヴにおける「立法者」であるということが打ち出されている。このことから意見書が単に『社会契約論』を踏まえているという結論だけでは不十分であることが分かる。意見書は自らの主張に適合する場合のみ、『社会契約論』の理論を援用していた可能性が指摘できよう。

これまで見てきたように、意見書はその理念と目的に関わる部分において『社会契約論』と類似が見出せる。そして、これらはジュネーヴの現状、特に「検事総長の結論」への強い批判の意味を持ちうる。もし意見書が『社会契約論』を意識して作成されたとするなら、執筆者たちは上述した概念を自らの政治運動に有効なものとして選択したと言えるだろう。しかし、本稿で言及したのは『社会契約論』のごく一部でしかなく、意見書の中では全く言及が見られない『社会契約論』の重要箇所も存在する。その一例として、ルソーが「自由」と等しく根幹的な理念であると述べた「平等」という言葉は、意見書から見つけることはできない。意見派にとって、ルソーの定義による「貴族政」や、共同体へ自己を譲渡する対価として得られる「自由」についての記述は魅力的だったが、それ以外の理論は利用価値が薄かったのではないか。意見派が強調した「市民的自由」、逆に言及されなかった「平等」に関する言説は、ブルジョワジーより下の階級であるナティブとアビタンが参入するその後の政治運動の中で変容していくことが予想される。ジュネーヴでの政治的言説、ならびに『社会契約論』の解釈の変化については、今後の課題としたい。

注

- (1) *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau, édition critique, établie et annotée par R. A. Leigh*, I-LII vols, Genève, Institute et musée Voltaire, 1965-98. (以下 CC と略記), t. XI, Appendice (以下 A. と略記) 267, pp. 301-302. 本稿では『ルソー書簡全集』を主要史料とする。この全集には、ルソーが執筆した書簡のみならず、ルソーに関する事柄について言及された第三者書簡や歴史史料も多く収録されている。
- (2) CC, t. XI, A. 268, pp. 302-303; *ibid.*, A. 254, pp. 262-270.
- (3) Helena Rosenblatt, *Rousseau and Geneva, From the First Discourse to the Social Contract, 1749-1762*, Cambridge, Cambridge University Press, 1997, p. 271.
- (4) Tatin Gourier, *Le contrat social en question*, Lille, Presses Universitaires de Lille, 1989, p. 16.
- (5) ルソー事件とその後の展開について以下を参照：*Histoire de Genève, des origines à 1798*, publiée par la Société d'histoire et d'archéologie de Genève, Genève, Jullien, 1951, pp. 446-456；川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国』名古屋大学出版会、2007年、233-241頁。
- (6) ジュネーヴの政治状況について以下を参照：Anne-Marie Piuze, *Histoire de Genève*, publiée sous la direction de Paul Guichonnet, 3^e éd. Toulouse, Privat, 1986, pp. 236-244；川合、前掲書、22-49頁；大川四郎、岡村民夫共編『国際都市ジュネーヴの歴史—宗教・思想・政治・経済』昭和堂、2018年、2-25頁（岩井隆夫「第1章 ジュネーヴ史の旅」、193-218頁（小林淑憲「第5章 共和国ジュネーヴ—独立と秩序維持のはざまに」））。
- (7) 本稿で「市民」という言葉を使う際は、現代の一般的な意味ではなく、ジュネーヴの身分制度上のシトワイヤンを指す。
- (8) ジュネーヴの名門一族を構成する人々は、金融業や教授、医者、弁護士といった職業に就いており、またヨーロッパ中に人脈を持っていたとされている。制度化されてはいないが、実質的な都市貴族層を形成して

いた。

- (9) Rosenblatt, *op. cit.*, pp. 101-102, pp. 105-107.
- (10) CC, t. XI, A, 266, pp. 298-299.
- (11) *Ibid.*, p. 258.
- (12) Rosenblatt, *op. cit.*, pp. 273-274.
- (13) CC, t. XI, L. 1901 (à Emmanuel Duvillard fils de Le lieutenant-colonel Charles Pictet, 22 juin 1762), pp. 132-136.
- (14) ルソーとジュネーヴの関わりについて以下を参照：川合、前掲書、67-74頁；永見文雄『ジャン＝ジャック・ルソー：自己充足の哲学』勁草書房、2012年、76-78頁。
- (15) ドリュックについて以下を参照： *Dictionnaire de Jean-Jacques Rousseau*, dirigé par Ramond Trousson et Frédéric S. Eigeldinger, Paris, Honoré Champion, 2006, pp. 199-201；川合、前掲書、83-84、94-97、129、134、234、236-240頁。
- (16) CC, t. XIV, L. 2328 (à Rousseau de Jacques-François Deluc, [le 23 novembre 1762]), pp. 85-86； *Ibid.*, L. 2410 (à Rousseau de Jacques-François Deluc, le 29 décembre 1762), pp. 231-233.
- (17) CC, t. XVI, L. 2761 (à Rousseau de Jacques-François Deluc, le 18 juin 1763), pp. 318-319.
- (18) ルソーと意見書の関わりを経緯について以下を参照： *Jean-Jacques Rousseau au jour le jour: chronologie*, dirigé par Ramond Trousson et Frédéric S. Eigeldinger, Paris, Honoré Champion, Paris, 1998, p. 206, pp. 209-212.
- (19) Richard Whatmore, *Against War and Empire - Geneva, Britain, and France in the Eighteenth Century*, New Haven, Yale University Press, 2012, pp. 68-69.
- (20) CC, t. XVII, A, 321, pp. 318-321.
- (21) Michel Launay, *Jean-Jacques Rousseau Ecrivain Politique (1712-1762)*, Cannes/Grenoble, C.E.L./A.C.E.R., 1971.
- (22) *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau*, édition critique, établie et annotée par R. A. Leigh, I-LII vols, Genève, Institute et musée Voltaire, 1965-1998.
- (23) Helena Rosenblatt, *Rousseau and Geneva, From the First Discourse to the Social Contract, 1749-1762*, Cambridge, Cambridge University Press, 1997.
- (24) 川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国』名古屋大学出版会、2007年。
- (25) 小林淑憲「ルソー 反時代的著述家の改革思想」小野紀明・川崎修編『岩波講座 政治哲学』第二巻、岩波書店、2014年、101-124頁；小林淑憲「ルソーの代表制批判とジュネーヴ共和国」『季刊北海学園大学経済論』60 (4)、2013年、61-73頁。
- (26) Bruno Bernardi, Florent Guénard & Gabriella Silvestrini (eds), *La Religion, la Liberté, la Justice. Un commentaire des Lettres écrites de la Montagne de Jean-Jacques Rousseau*, Paris, Vrin, 2005.
- (27) 代表作として Robert Derathè, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, Paris, P.U.F., 1950; reed., Paris, Vrin, 1970 (ロバール・ドラテ『ルソーとその時代の政治学』西嶋法友訳、九州大学出版会、1986年)。
- (28) Rosenblatt, *op. cit.*, p. 278.
- (29) Jean Terrasse, «Tronchin et les représentants : aspects du débat politique à Genève en 1763-1764», *Swiss-French Studies*, t. 2, 1981, p. 61, p. 68.

- (30) Roger Chartier, *Les origines culturelles de la Révolution française*, Paris, Éditions du Seuil, 1990, pp. 30-31 (ロジェ・シャルチエ『フランス革命の文化的起源』松浦義弘訳、岩波書店、1994年、29-30頁).
- (31) *CC*, t. XVI, A. 312, pp. 374-378.
- (32) *CC*, t. XVII, A. 317, pp. 299-307.
- (33) *Ibid.*, A. 318, pp. 307-308.
- (34) *Ibid.*, A. 320, pp. 312-318.
- (35) [第一回意見書] *CC*, t. XVI, A. 312, p. 375 (引用箇所は以下参照『ルソー全集』第五巻、白水社、1979年、109頁).
- (36) Jean-Jacques Rousseau, *Œuvres Complètes* (以下 *OC* と略記), t. III, publiée sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, Paris, Bibliothèque de la Pléiade, 1964, p. 351.
- (37) Terrasse, *op. cit.*, p. 61.
- (38) モンテスキューの引用については以下の頁の注を参照。*CC*, t. XVI, A. 312, p. 377 ; t. XVII, A. 317, p. 306.
- (39) [第一回意見書] *CC*, t. XVI, A. 312, p. 374.
- (40) *OC*, t. III, p. 360 (全集、五巻、121頁).
- (41) *Ibid.* (同書).
- (42) [第四回意見書] *CC*, t. XVII, A. 320, pp. 317-318.
- (43) [第一回意見書] *CC*, t. XVI, A. 312, pp. 375-376.
- (44) *OC*, t. III, p. 364 (全集、五巻、126頁).
- (45) [第二回意見書] *CC*, t. XVII, A. 317, p. 306.
- (46) [第四回意見書] *Ibid.*, A. 320, p. 315.
- (47) *CC*, t. XI, A. 266, p. 298.
- (48) *Ibid.*, p. 299.
- (49) [第三回意見書] *CC*, t. XVII, A. 318, p. 307.
- (50) *OC*, t. III, p. 369 (全集、五巻、132頁).
- (51) *Ibid.*, p. 395 (同書、164頁).
- (52) *Ibid.*, pp. 381-384 (同書、146-150頁).
- (53) Rosenblatt, *op. cit.*, p. 278.
- (54) [第四回意見書] *CC*, t. XVII, A. 320, pp. 316-317.
- (55) *OC*, t. III, p. 396 (全集、五巻、164頁).
- (56) *Ibid.*, p. 399 (同書、168頁).
- (57) *Ibid.*, pp. 406-408 (同書、175-178頁).
- (58) *Ibid.*, pp. 406-407 (同書、176-177頁).
- (59) *CC*, t. XI, A. 266, p. 298.

[査読を含む審査を経て、2018年9月20日掲載決定]

(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)